平成２３年（フ）第３８１号
和歌山市材木丁79番地　303
債務者　松原　美知
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３８４号
和歌山市栄谷93番地の１　うぐいすの家102号
債務者　玉田　勝康
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３８９号
和歌山市向77番地の１　コスモプラン21Ａ棟103号
債務者　森本　春美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９号
山口県周南市大字富田3044番地市営中溝住宅１棟407号
債務者　重原　清美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３５６号
和歌山県伊都郡高野町大字高野山276番地
債務者　後口　春樹
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１８５７号
東京都足立区本木南町15―11
債務者　鈴木　清司
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８５８号
東京都足立区本木南町15―11
債務者　鈴木　貴司
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８９３号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目１―11―102
債務者　高橋　奈美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９９２号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目55―25　鎌田コーポ８
債務者　千葉　豊治
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２００１号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目10―11―２―203
債務者　梅原　真美（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２００２号
神奈川県横浜市戸塚区舞岡町1091―９―204
債務者　尾形菜穂子（旧姓浅利）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２００３号
神奈川県相模原市南区南台４丁目13―18　カースルＫ107
債務者　楠瀬　雅博
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２００４号
東京都江戸川区新堀２丁目13―９―201
債務者　清水　　妙（旧姓綱島）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２００５号
神奈川県横浜市旭区笹野台３丁目21―６
債務者　竹井　建男
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２００６号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目43―３―203
債務者　橋本江利子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部